

区分	最遠軸距	総重量の最高限度	最遠軸距	総重量の最高限度
高速自動車国道を通行するもの	九メートル未満	二十五トン	五・五メートル未満	二十トン
九メートル以上	十メートル未満	二十六トン	五・五メートル以上	二十二トン
未満	未満	未満	未満	未満

第二編

十メートル以上	未満	上十二メートル以 十一メートル未 満	二十九トン
九メートル未満	十五メートル以上	二十四メートル以 十五メートル未 満	三十二トン
九メートル以上	十五・五メートル未 満	三十五メートル以 十五メートル未 満	三十三トン
十メートル未満	十五・五メートル未 満	三十六トン	三十五トン
十メートル以上	二十六トン	二十四トン(令 第三条第一項第 二号イの規定に に基づき道路管 理者が指定した道 路を通行する車 両にあつては、 二十五・五トン)	(令第三条第一項 第二号イの規定 に基づき道路管 理者が指定した道 路を通行する 車両にあつては、 二十六トン)
粘車)	国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連 三条 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。	一 四十フィート背高の国際海上コンテナ(本邦において、目的地に到達するまで貨物の詰替えを行わずに運搬されるものに限る。)の	二十七トン

Digitized by srujanika@gmail.com

上以ント八三十		三 満未ント八三十	総量重		二 軸重		
			自動	車軸の数	次の表に掲げる値	三	十 トル以上
二	三	三	被 車引 んけ		十 二 ・ ト ル 未 滿	十二 ・ ハ メ ー	十一 ・ メ ー ト
					十 二 ・ ハ メ ー	三 十七 ・ 五 ト ン	四 十四 ・ 四 ト
					四 十四 ・ 四 ト		

3 道路管理者は、法第四十七条の二第一項の許可をしたときは、別記様式第二による許可証を交付しなければならない。

<p>三 前二項に掲げるものの車両</p>	<p>二 単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。）及び連結車（前項に掲げるものを除く。）で総重量が二十トンを超えて、輪重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第一項に規定する最高限度をこえないもの</p>	<p>一 ネンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（自動車（パン型のセミトレー ラ連結車、タングク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車（ロ及びコニク型等のセミトレーラ連結車」という。）並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がパン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものにあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十五トン</p>
<p>単車にあつては三十九トン、セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車及びダブル</p>		<p>令第三条第二項に規定するパン型のセミトレーラ連結車、タングク型のセミトレーラ連結車（ロ及びコニク型等のセミトレーラ連結車」という。）並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がパン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものにあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十五トン</p>

<p>ス（自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん引車は一台目の被けん引車によつて支えられないもの）をいづ。以下同じ。）にあつては四十四トン</p> <p>ロ 軸重 バン型等のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン</p> <p>ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン</p> <p>二 輪荷重 バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン</p> <p>高さ 四・一メートル以下 長さ 次に掲げる値以下</p> <p>イ 単車にあつては十二メートル セミトレーラ連結車にあつては十七メートル（被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル） フルトレーラ連結車にあつては十九メー</p>	<p>ス（自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん引車は一台目の被けん引車によつて支えられないもの）をいづ。以下同じ。）にあつては四十四トン</p> <p>ロ 軸重 バン型等のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン</p> <p>ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン</p> <p>二 輪荷重 バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン</p> <p>高さ 四・一メートル以下 長さ 次に掲げる値以下</p> <p>イ 単車にあつては十二メートル セミトレーラ連結車にあつては十七メートル（被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル） フルトレーラ連結車にあつては十九メー</p>
--	--

ハ イ及びロに規定する車両以外の車両につ
つては十六メートル

五 最小回転半径 車両の最外側のわだちにつ
いて十二メートル以下

(通行経路に係る記録の保存の方法の基準)

第十四条 法第四十七条の六第一項第二号に規定
する国土交通省令で定める保存の方法の基準
は、限度超過車両に搭載された第三条第二号の
国土交通大臣が定める基準に適合するETC
二・〇車載器を用いて行われるものであること
とする。

(積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法
の基準)

第十五条 法第四十七条の六第一項第三号に規定
する国土交通省令で定める保存の方法の基準
は、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸
しの日時及び場所を明らかにできる書類(通行
経路に係る記録と組み合わせてこれらを明らか
にできる書類を含む)を、法第四十七条の十
第三項の回答の内容に従つて限度超過車両を行
させた日から一年間保存するものであること
とする。

(通行可能経路の有無の判定の方法)

第十六条 法第四十七条の十第三項の規定による
判定は、法第四十七条の十三第一項に規定する
データベースが整備されている場合にあつては、
当該データベースを用いて行うものとする。

第十七条 法第四十七条の十第四項に規定する判
定基準は、限度超過車両の通行の状況及びそ
将来の見通しその他の事情を勘案して道路の管
理上必要と認められる道路について、同条第三
項の規定による判定を、数式を用いて算定する
方法その他の定型的な方法により直ちに行うこ
とができるよう定めるものとする。

(判定に係る道路の構造に関する情報)

第十八条 法第四十七条の十一第一項に規定する
国土交通省令で定める道路の構造に関する情報
は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の
障害物、交差点の形状、橋梁の強度及び通行の
規制に関する情報並びに法第四十七条の二第一
項の規定による許可をした限度超過車両の幅、
重量、高さ、長さ及び最小回転半径並びに当該
許可に付した条件とする。

(報告の微収の方法)

第十九条 国土交通大臣は、法第四十七条の十二
第二項の規定により報告を求める場合には、報

告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

(道路管理者への通知事項)

第二十条 法第四十七条の十二第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録車両の通行が法第四十七条の十三第一項の回答の内容に従うものであつたか否かの別

二 登録車両の通行が前号の回答の内容に従わないものであつた場合にあつては、当該登録車両に係る法第四十七条の五第一号から第三号までに掲げる事項並びに当該登録車両が通行した経路及び総重量

(データベースに記録する情報)

第二十一条 法第四十七条の十三第一項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、登録車両の通行経路並びに判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

第二十二条 法第四十七条の十三第二項に規定する国土交通省令で定める情報は、判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

(指定の申請)

第二十三条 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定を受けようとする者(次項第八号において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 行おうとする道路交通管理業務の範囲

三 道路交通管理業務を行おうとする事務所の所在地

四 道路交通管理業務を開始しようとする年月日

五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの

三 申請日の所属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現行ついている業務の概要を記載した書類

七 道路交通管理業務の実施に関する計画を記載した書類

八 申請者が法第四十八条の四十七各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類
(名称等の変更の届出)

(第二十四条) 指定登録確認機関は、法第四十八条の四十八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を

国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録確認機関の名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(国土交通大臣による登録等事務の引継ぎ)

第二十五条 国土交通大臣は、法第四十八条の五十二第一項に規定する場合及び法第四十八条の五十八第一項の規定により行つている登録等事務を行わないこととする場合は、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 登録等事務を指定登録確認機関に引き継ぐこと。

(登録等事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項)

第二十六条 法第四十七条の八第一項に規定する登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 登録の申請又は法第四十七条の七第一項若しくは第四十七条の八第一項の規定による届出を受けた年月日

二 登録又は法第四十七条の七第二項の規定による変更の登録を行った年月日

三 登録の内容

四 確認の求めを受けた年月日

五 法第四十七条の十第三項の回答をした年月日及び当該回答の内容

六 法第四十七条の十一第一項又は第三項の規定による判定基準等の提供を受けた年月日

七 法第四十七条の十一第一項の規定による情報の提供の求めを受けた年月日

八 法第四十七条の十一第一項の規定による情報の提供を行った年月日及び当該提供の内容

九 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた年月日

十 法第四十七条の十二第二項の規定による通知を受けた年月日及び当該通知の内容

十一 その他の登録等事務に関する必要な事項

十二 法第四十七条の十一第三項の規定による通

知を行つた年月日及び当該通知の内容

十三 第一項第三号の書類 登録等事務の全部を廃止するまでの間

十四 第一項第五号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十五 第一項第六号の書類 國土交通大臣が定めた期間

十六 第一項第一項の帳簿(次項において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

十七 指定登録確認機関は、帳簿(前項の規定による記録媒体をいう。次項及び次条において同じ。)に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。

十八 指定登録確認機関は、帳簿(前項の規定による記録媒体を含む。第三十二条第二号において同じ。)を登録等事務の全部を廃止するまで保

二 登録等事務を行う事務所に関する事項
(書類の保存)

第二十九条 法第四十八条の五十三第二項に規定する登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号の申請又は届出に係る書類

二 確認の求めに係る書類

三 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の提供に係る書類

四 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供に係る書類

五 法第四十七条の十二第二項の規定による報告に係る書類

六 その他の国土交通大臣が必要と認める書類

七 登録等事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他登録等事務の実施に關する必要な事項

九 登録等事務に関する秘密の保持に關する事項

十 登録等事務の実施体制に關する事項

十一 登録等事務の実施の方法に關する事項

十二 手数料の収納の方法に關する事項

十三 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十四 第一項第五号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十五 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十六 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十七 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十八 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

十九 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十一 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十二 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十三 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十四 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十五 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十六 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十七 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十八 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

二十九 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十一 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十二 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十三 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十四 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十五 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十六 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十七 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十八 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

三十九 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

四十 第一項第六号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

(登録等事務の休廃止の許可の申請)

第三十一条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録等事務

の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び

休止しようとする場合につては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(指定登録確認機関による登録等事務の引継ぎ)

第三十二条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十八第三項(同条第一項の規定により国土交通大臣が行つて登録等事務を行わないこととする場合を除く。)にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二 帳簿及び第二十九条第一項の書類を国土交

通大臣に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(登録の取消しの通知)

第三十三条 国土交通大臣は、指定登録確認機関が登録等事務を行う場合において、法第四十七

条の九の規定により登録を取り消したときは、

次に掲げる事項を指定登録確認機関に通知するものとする。

一 取消しに係る登録車両の自動車登録番号をい

(道路運送車両法による自動車登録番号をい

う。)

二 取消しを受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 取消しをした年月日

(限度超過車両の所有者等に対する立入検査の証明書)

第三十四条 法第七十二条の二第三項の証明書

(国の職員が携帯するものを除く。)は、別記様式第四によるものとする。

附 則 (昭和四六年一月二十五日建設省令第一号)

この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の車両の通行の許可の手続等を定める省令第四条の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(施行期日等)

この省令は、昭和四十六年十二月一日から施

行する。ただし、この省令による改正後の車両の通行の許可の手続等を定める省令第四条の規定は、平成九年三月三十一日までの間は、これを

取り繕つて使用することができます。

(経過規定)

車両制限令施行規則第二条第三項の規定により

道路管理者が交付した認定書のうち、道路法等

の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第四

十六号)による改正後の法第四十七条の二第五

項の許可証に相当するものは、同項の許可証と

みなす。

附 則 (昭和四七年三月二八日建設省令第八号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施

行する。

附 則 (昭和四七年一〇月一八日建設省令第二七号)

この省令は、公布の日から施

行する。

附 則 (昭和五三年一月一〇日建設省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年十二月一日から施

行する。

附 則 (昭和五十三年三月二七日建設省令第三号)

この省令は、公布の日から施

行する。

附 則 (昭和五十三年三月二七日建設省令第一二号)

この省令は、新省令

によるものとみなす。

附 則 (昭和五十三年三月二七日建設省令第一一号)

この省令は、新省令

によるものとみなす。

附 則 (昭和五十三年三月二七日建設省令第一〇号)

この省令は、新省令

によるものとみなす。

附 則 (昭和五十三年三月二七日建設省令第一九号)

この省令は、新省令

によるものとみなす。

みなし。

のみなし。

のみなし。</

様式第一 第一条 (施行期日)
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

樣式第二

樣式第三

(表)
第 一 項 事 業 方 面 指 標 評 價 表 選拔類 第22条の2第4項の立入検査員 (第72条の2第4項の立入検査員)
選 擇 管 理 者 <input type="checkbox"/>
第 二 項 事 業 方 面 指 標 評 價 表 監視類 第22条の2第4項の立入検査員 (第72条の2第4項の立入検査員)
監 視 管 理 者 <input type="checkbox"/>

(四) 〔前回〕(一) (二) (三)